

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 日

兵庫県博物館協会会長様

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域内の社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）  
神戸市地域（神戸市）、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 2 使用制限内容
  - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで  
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
  - ・人数上限 5,000 人、かつ、  
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
- 3 実施期間  
4 月 5 日（月）から 5 月 5 日（水祝）まで

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-362-9434

FAX 078-362-3927

E-mail syakaikyoiukuka@pref.hyogo.lg.jp

事務連絡  
令和3年4月2日

県立美術館長様

社会教育課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域内の社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）  
神戸市地域（神戸市）、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 2 使用制限内容
  - ・営業時間は5時から20時まで、酒類の提供は11時から19時まで  
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
  - ・人数上限5,000人、かつ、  
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
- 3 実施期間  
4月5日（月）から5月5日（水祝）まで

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 日

横尾忠則現代美術館長 様

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課 長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域内の社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）  
神戸市地域（神戸市）、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 2 使用制限内容
  - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで  
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
  - ・人数上限 5,000 人、かつ、  
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
- 3 実施期間  
4月5日（月）から5月5日（水祝）まで

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 日

関係登録博物館 }  
関係博物館相当施設 } 御中  
関係博物館類似施設 }

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域内の社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）  
神戸市地域（神戸市）、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 2 使用制限内容
  - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで  
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
  - ・人数上限 5,000 人、かつ、  
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
- 3 実施期間  
4 月 5 日（月）から 5 月 5 日（水祝）まで

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 日

関係市立図書館 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
社会教育施設の取扱いについて

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置実施区域内の社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）  
神戸市地域（神戸市）、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
- 2 使用制限内容
  - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで  
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
  - ・人数上限 5,000 人、かつ、  
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
- 3 実施期間  
4月5日（月）から5月5日（水祝）まで

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp

事 務 連 絡  
令和 3 年 4 月 2 日

阪神教育事務所 御中  
関係市教育委員会博物館・図書館主管課 御中

兵庫県教育委員会事務局  
社 会 教 育 課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る  
社会教育施設の取扱いについて

このことについて、別添写しのとおり関係登録博物館、関係博物館相当施設、  
関係博物館類似施設及び関係市立図書館あてに依頼しましたのでお知らせしま  
す。

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会事務局社会教育課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
TEL (078) 362-9434  
FAX (078) 362-3927  
E-mail syakaikyoubu@pref.hyogo.lg.jp

神戸・阪神南地域の事業者の皆様  
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長(兵庫県知事) 井戸 敏三

## 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る 施設の使用制限の協力依頼について

兵庫県では、3月後半以降、新型コロナウイルス新規感染者が200人を超える日があるなど感染が急拡大しています。これ以上の感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置として、下記の通り、施設の使用制限について、ご協力をお願いします。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

### 記

#### 1 対象施設 (参考：施設の使用制限対象施設一覧)

施設の種類の	内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動施設、遊技場</li> <li>・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等</li> <li>・集会場又は公会堂、展示場 等</li> <li>・博物館、美術館又は図書館 等</li> <li>・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで</li> <li>・人数上限5,000人、かつ、収容定員大声なし100%以内、大声あり50%以内とすること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*)</li> <li>・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需物資を除く)</li> <li>・サービス業を営む店舗(1,000㎡超)(生活必需サービスを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から20時まで、酒類提供は11時から19時まで</li> </ul>

\* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示してください。

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。

兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/sennngenposter.html>

2 実施期間 令和3年4月5日(月)から令和3年5月5日(水祝)まで

3 対象地域 神戸地域(神戸市)、阪神南地域(尼崎市、西宮市、芦屋市)

#### お問い合わせ先

◆兵庫県まん延防止等重点措置・時短要請等コールセンター

T E L : 078-362-9921

受付時間：午前9時～午後5時

◆兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501

受付時間：平日 午前9時～午後5時

◆県ホームページ [兵庫県 施設使用制限 働きかけ](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html) で検索

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\\_soti.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html)

## 特措法によらない協力依頼を行う施設一覧

※下記の施設のうち、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を行う。

種類	施設例	備考
劇場等	劇場	<b>【依頼内容】</b> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・人数上限 5,000人、かつ、収容定員 大声なし 100%以内、 大声あり 50%以内 ・入場者の整理誘導等の実施
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会場 又は公会堂	集会場	
	公会堂	
	貸会議室	
	文化会館	
展示場	展示場	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
運動・遊技施設	体育館	
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	スポーツジム	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	陸上競技場	
	野球場	
	テニス場	
	弓道場	
	マージャン店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	ビリヤード場	
	射的場	
	囲碁・将棋所	
	テーマパーク	
遊園地		
博物館、美術館又は図書館	博物館	
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	

種類	施設例	備考
1,000㎡を超える広さの物品販売業を営む店舗 1,000㎡を超える広さのサービス業を営む店舗	ペットショップ(ペットフード売場を除く) ペット美容室(トリミング) 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物店 旅行代理店(店舗) アイドルグッズ専門店 ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所) スーパー銭湯 サウナ エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) 整体院(国家資格有資格者が行うものは除く) 日焼けサロン 脱毛サロン タトゥースタジオ 占い 写真屋・フォトスタジオ 美術品販売 展望室	<b>【協力依頼内容】</b> ・5時～20時の営業(酒類の提供は、11時～19時) ・入場者の整理誘導等の実施
遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設	ライブハウス 性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等) テレフォンクラブ アダルトショップ 個室ビデオ店 場外馬(車・舟)券場	<b>【協力依頼内容】</b> ・5時～20時の営業 ・入場者の整理誘導等の実施